

随 意 契 約 理 由

芦田川排水機場・水門は、芦田川における治水・防潮設備として昭和47年に設置された排水機場（水門は昭和63年移築）であり、その機能を失った場合、地域住民の生命・財産並びに社会経済活動に多大なる影響を及ぼす重要防災施設であるため、設置当初から適切な維持管理を行い、施設の健全度を維持しているところである。

また、重要防災施設であることから平成25年に長寿命化計画を策定し、現況の健全度評価に基づき、目標耐用年数を定め、健全度を確保すべく適切な整備、補修、更新計画を定めている。

本工事は、長寿命化計画に基づき、ゲート開閉装置に係る制動部、減速装置、動力伝達部、扉体駆動部、保護装置、開度計等の整備を行うものである。

当該水門のワイヤーロープ式開閉装置は、いわゆる汎用機器ではなく、芦田川水門の開閉操作運転用に設計・製作されたものであり、その構成には製作メーカー独自の専門的な制御技術が用いられているため、整備を遂行するに当たっては、既設の当該設備の機能・構造に精通していること、及び当該設備の詳細な設計資料及び専門知識など特別な能力が必要である。

また、仮に製作メーカー以外が整備を実施して、機器運転中に機器トラブル等が発生した場合、責任の所在が曖昧になる恐れがある。

以上のことから、当該水門及び開閉装置の設計・製作を実施した株式会社酒井鉄工所より営業譲渡を受けた、西田鉄工株式会社以外には、その能力を有する者がいないことから、地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号における「特定の者でなければ履行できないもの」に該当すると判断し、同社と随意契約を締結するものである。

（比較見積書省略理由）

本工事については、特定のものでなければ履行できないため、財務規則第62条及び同運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略するものである。